

# 東京都板橋区農業委員会

## 第23期第21回定例総会議事録

平成31年3月25日

於 下赤塚地域センター第1洋室（赤塚庁舎3階）

# 第 23 期第 21 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 平成 3 1 年 3 月 2 5 日 (月) 午後 2 時

場 所 下赤塚地域センター第 1 洋室 (赤塚庁舎 3 階)

出席委員 1 2 名 下記のとおり

## 記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	田中 喜一郎	5	小原 昭雄	9	山口 賢治
2	田中 清	6	會田 幸夫	10	染宮 利章
3	榎本 勇	7	石井 勉	11	春日 實
4	福島 聡司	8	本橋 政春	12	吉田 豊明

## 議 事

### 1 協議事項

- (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について (資料1)

### 2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料2)  
合計14件 (内訳) 4条関係8件、5条関係6件
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料3)
- (3) 国有農地見回り調査の結果について (資料4)
- (4) 平成30年度板橋区農業経営実態調査報告書について (別 添)

### 3 その他

### 4 次回日程

日 時 平成31年4月25日(木) 午後4時 開会  
場 所 下赤塚地域センターレクリエーションホール (赤塚庁舎3階)

議 長	田中 喜一郎	会長
署名委員	福島 聡司	委員
	小原 昭雄	委員
出席係員	宮津 毅	事務局長
	滝口 憲一	農政担当係長
	水株 利子	書記

事務局 長	<p>只今より、第23期第21回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、福島委員、小原委員を指名させていただきます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>初めに、協議事項(1) 引続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>資料1、1ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行に伴う農地状況確認一覧となっております。これについて支障がなければ証明書を発行したいと思いますので、ご説明いたします。</p> <p>土地の所有者住所、氏名につきましては、資料に記載のとおりでございます。土地の所在につきましては、蓮根二丁目25番3及び18の2筆、地目はいずれも畑、面積の合計が2,830平方メートルとなります。現地の確認は、平成31年3月14日に山口職務代理にお願いをしております。おおむねの位置ですけれども、生産緑地番号が41となっている場所で、志村健康福祉センターの南側となっております。現地の詳細は書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>所有者のお孫さんが畑におりましたので、お話しを聞きながら現地調査を行いました。画面のとおり、畑はしっかりと耕作されておりました。職務代理、補足があればお願いいたします。</p>
山口職務代理	<p>蓮根の非常に大きな農地で、ちょうどじゃがいもを植え終わった頃で、葉物も育てており、良好に耕作されていると思いました。</p>
書 記	<p>ありがとうございました。説明は以上です。</p>
会 長	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>只今、協議事項(1)についてご説明いただきました。</p> <p>これにつきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p>
会 長	<p>ご質問等ないようですので、引続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することといたします。</p>

<p>会 長</p>	<p>続きますして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局長、説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>資料2、2ページをご覧ください。  農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、平成31年2月11日から平成31年3月10日までに届出があったもの8件でございます。  専決番号1と2が同一の場所ですので、合わせてご報告いたします。土地の所在が赤塚一丁目907番2、892番2、893番6の三筆でございます。登記簿上の地目がいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積はそれぞれ、1370平方メートル、6.61平方メートル、29平方メートルでございます。個人住宅、共同住宅、駐車場への転用を目的とした届出でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりでございます。  次に専決番号2ですが、土地の所在が赤塚四丁目1064番2ほか3筆、登記簿上の地目がいずれも畑、現況もいずれも不耕作地です。面積の合計が545.69平方メートル、こちらも個人住宅への転用を目的とした届出でございます。おおむねの位置ですが、下赤塚駅の東北東でございます。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>画面上の個人住宅、共同住宅、駐車場が転用ということになります。専決番号2ですが、裏側の残ってしまった細い部分について、届出が出ております。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>続きますして、専決番号3、土地の所在が高島平七丁目13番4、登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。面積が493平方メートル、転用の目的は店舗でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、新高島平駅のちょうど北側になります。現況の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>こちらは薬局でして、酒を販売するにあたり、農地転用が必要ということで届出が出ております。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>続きますして、専決番号4、5、6が同一の場所ですので、合わせてご報告いたします。土地の所在が赤塚三丁目380番1、3、4及び11の4筆となります。登記簿上の地目がいずれも畑ですが、現況はいずれも不耕作地でございます。面積はそれぞれ、224平方メートル、9.42平方メートル、143平方メートル、175平方メートルでございます。転用の目的は個人住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業</p>

	<p>については記載のとおりでございます。おおむねの位置ですが、赤塚小学校の西側となります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>道を入った奥の部分全てについて届出が出ております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、専決番号7、土地の所在が徳丸六丁目83番4、3の二筆でございます。登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。面積はそれぞれ525平方メートル、509平方メートルです。転用の目的は店舗でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりでございます。おおむねの位置ですが、西徳通りに面している北側の土地となります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>こちらも同じく薬局ですが、手前と奥の二筆について届出が出ております。こちらもお酒の販売に関わるものと思われます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、専決番号8、土地の所在が常盤台三丁目18番の一部でございます。登記簿上の地目が畑、現況は畑です。面積は1047平方メートルのうち653.73平方メートルです。転用の目的は寄宿舍、グループホームでございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりでございます。おおむねの位置ですが、常盤台と上板橋の間の、東武東上線の北側となります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>こちらは現在生産緑地となっております。今回分筆いたしまして、寄宿舍、グループホームを建設するという事で届出が出ております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、5ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出で平成31年2月11日から平成31年3月10日までに届出があったものでございます。6件です。</p> <p>まず、専決番号1、土地の所在が赤塚五丁目736番5、登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。面積は5平方メートルです。転用の目的は個人住宅の庭でございます。譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりでございます。おおむねの位置ですが、赤塚植物園の西側となります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>こちらは、赤塚植物園の隣でございます。区が借り上げた土地に隣接している部分について届出が出ております。</p>

<p>事務局長</p>	<p>次に、専決番号2、土地の所在が高島平五丁目51番5、6の二筆でございます。登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。面積は589平方メートルと210平方メートルです。転用の目的は共同住宅でございます。譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりでございます。おおむねの位置ですが、西高島平駅の南側となります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現在は更地となっておりますが、5月31日着工予定で木造2階建て、共同住宅が建設予定でございます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>次に、専決番号3、土地の所在が高島平一丁目33番13でございます。登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。面積は139平方メートルです。転用の目的は個人住宅及び共同住宅でございます。譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりでございます。おおむねの位置ですが、大東文化大学の北東側となります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>こちらは譲受人が法人となっております、建物ごと売買となります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>次に、専決番号4、土地の所在が徳丸四丁目177番3でございます。登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。面積は334平方メートルです。転用の目的は分譲住宅でございます。譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりでございます。おおむねの位置ですが、赤塚一中の北側で新大宮バイパスの東側となります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>こちらは現在駐車場となっておりますが、5月1日着工予定で、木造2階建て、4棟の分譲住宅が建築予定です。</p>
<p>事務局長</p>	<p>次に、専決番号5、土地の所在が高島平四丁目18番4、7の二筆でございます。登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。面積はそれぞれ220平方メートル、7.68平方メートルです。転用の目的は分譲住宅でございます。譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりでございます。おおむねの位置ですが、高島平第三小学校の西側となります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現地は古い共同住宅が建っており、取り壊しをするという貼り紙があり、誰も住んでおりませんでした。着工予定が5月16日で、木造2階</p>

	<p>建て、2棟の建設予定となっております。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>次に、専決番号6、土地の所在が相生町2001番3でございます。登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。面積は102平方メートルです。転用の目的は個人住宅でございます。譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりでございます。おおむねの位置ですが、志村消防署の北東側となります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>こちらは現在更地でございますが、7月31日着工予定で個人住宅が建設予定でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>説明ありがとうございました。 これについて質問等がございましたら、お願いします。</p>
<p>吉 田 委 員</p>	<p>2点だけお願いしたいのですが、専決番号8番についてですが、現在生産緑地の土地の一部をグループホームにするということで、現在の生産緑地の面積と、グループホームの面積を教えてくださいませんか。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>2ページ記載の1,047平方メートルの面積が生産緑地の面積でございます。グループホームが653.73平方メートルですので、残りの約400平方メートルが生産緑地として残る形になります。生産緑地の解除は、公共事業に準じたものという扱いになりますので、都市計画の生産緑地の解除の手続きはこの事業が完了したと同時にされるものと思われま。</p>
<p>吉 田 委 員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にご質問等はございますか。 ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。報告事項(2)、地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>資料3、9ページをご覧ください。 地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。平成31年2月11日から平成31年3月10日までの間に照会があったもので、今回3件ございます。 まず番号1、土地の所在が小茂根一丁目16番、地目は畑、面積が651平方メートル、現況は非農地となっております。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を2</p>

	<p>月13日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。所有者等は記載のとおりです。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>こちらは小竹向原駅の北側になります。現在工事中であり、オーナーの自宅を含んでおります。</p>
事務局長	<p>続きまして番号2、土地の所在が向原三丁目1677番3及び5の二筆でございます。地目は田、面積はそれぞれ0.72平方メートル、1.31平方メートルです。現況は非農地となっております。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を2月25日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。所有者等は記載のとおりです。おおむねの位置は小竹向原駅の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>こちらは、以前届出が出された土地の残地で、駐輪場の奥の角地が残っている関係で登記官照会がまいりました。</p>
事務局長	<p>続きまして番号3、土地の所在が泉町37番1及び43の二筆、地目は畑、面積はそれぞれ614平方メートル、219平方メートルです。現況は非農地となっております。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を3月8日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。所有者等は記載のとおりです。おおむねの位置は志村第一中学校の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>こちらの登記官照会は、この駐車場と道路です。届出は出ておりませんでした。</p>
事務局長	<p>ご報告は以上です。</p>
会長	<p>ご説明ありがとうございました。 これについて質問等がございましたら、お願いします。</p> <p>ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。報告事項(3)国有農地見回り調査の結果について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>こちらにつきましては、書記からご説明させていただきますが、資料4、11ページをご覧ください。</p>

<p>書 記</p>	<p>こちらは3月11日、農政担当係長と私で現地を確認させていただきました。写真を撮ってまいりましたので、1番からご確認ください。まず、赤塚新町一丁目、66平方メートルです。前回と変わりございませんでした。</p> <p>続きまして2、3番の小茂根三丁目です。三角地の部分でして、前回と変わりございませんでした。</p> <p>続きまして4番、小茂根五丁目にある倉庫となります。前回と変わりございませんでした。また、この裏が5番でして、資材置場となっております。前回と変わりございませんでした。</p> <p>続きまして6番、小茂根五丁目の建物敷地の一部です。前回と変わりございませんでした。</p> <p>続きまして7番、大谷口上町にある道路の一部です。前回と変わりございませんでした。</p> <p>続きまして8番、がけ地となっております。現在、危険ではないかのご質問があった場所ですが、雑草もなく、きれいになっておりました。</p> <p>続きまして9番、新河岸一丁目のゴルフ練習場の入口で、2.04平方メートルということで、小さい三角地となります。前回と変わりございませんでした。</p> <p>続きまして10番、前回は雑草がかなり生い茂っておりましたが、今回は雑草がきれいに刈られている状態でございましたが、現状はまだ不耕作地となっております。</p> <p>最後に11番、新河岸の農耕貸付地で、きれいに耕作されている状態でございました。</p> <p>この結果は、また国にご報告したいと思っております。</p>
<p>春 日 委 員</p>	<p>5番の小茂根の土地の資材置場はどういう方が使っているのですか。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>その前方の建物には不法占用で撤去しますよという貼り紙がありますが、こちらには貼り紙はなかったですけれども、扱いとしては未貸付ですので、同様であろうと思いますが、過去の経緯についての資料は来ておりませんでした。</p>
<p>春 日 委 員</p>	<p>かなり前からありますよね。</p>
<p>会 長</p>	<p>以前は船が置いてありましたね。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>昨年あたりは、草が道路に飛び出している状態でしたので、すぐにきれいにしてくれて、柵もきれいにしてきている状況です。</p>

福 島 委 員	春日委員のご質問に重複する部分もありますけれども、4番、5番や6番は建物敷地の一部となっていて、7番も道路が公道か私道かどうかは分かりませんが、道路の一部ということで、このような状態で、時効で持ってかれてしまうということはないのですか。時効で取得されても良いのでしょうか。
農政担当係長	国としては買い取ってもらいたいという交渉をしたいとは聞いていましたけれども、そういう状況になっていないですし、無料でもらっても、その面積分が自分の固定資産税に負荷されてしまうわけなので、このままで良いという考え方が普通なのかなと思われます。
福 島 委 員	例えばその土地の部分は車が置けるスペースがあると思うのですが。
農政担当係長	たまに置いてあります。
福 島 委 員	そうですね。たぶんこのまま占有の形態になっていると思うので、20年間このまま借り続ければ、自分のものになってしまうというのが今の法律ですから、25年で貼り紙が貼ってあったとしても、何らかの手を打たないと持ってかれてしまうと思いますけれども、毎年変化がないということで、それでいいのでしょうかと疑問に思ったのですが。
事 務 局 長	農業委員会の方で、国の事務を都を通じて受けているのは、見回って調査をするだけしかできないですね。その後の指導は、農業委員会ではやっておりません。貼り紙自体も農業委員会を出しているわけではないですね。ただ、悪意を持って時効により20年で取得できるということなので、所有者が権利を主張すると、所有できてしまうという状況ですよ。
福 島 委 員	貼り紙があっても何の意味もないので、裁判をおこさないと時効は止まらないので、見るだけでいいのであれば、国のことだから知ったことではないという考えもあるかもしれないですけども、毎年変化なしということなので、10番、11番は貸し付けているので、いつか返せということはできますけれども、1番から9番は未貸付地ですので、不法占拠でも時効が成立するので、そのところをどう考えているのか、ちょっと気になったものでして。
農政担当係長	この警告の貼り紙は東京都農業振興事務所が出しているものでして、そのあたりの状況は分からない状況です。

事務局 長	<p>国の基本的なスタンスについて、問合せをしてみまじょうか。東京都の所管の部署を通じて聞いて、ご報告させていただければと思います。</p>
会 長	<p>ほかに質問等がございましたら、お願いします。</p> <p>ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。報告事項(4)平成30年度板橋区農業経営実態調査報告書について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>別添資料をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、農政担当係長よりご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>平成30年度板橋区農業経営実態調査報告書でございます。ご参考に平成29年度分も添付させていただいております。</p> <p>2ページは農家の状況となっております。農家総数が140でございます。前回は143ですので、農家数3つ減となります。生産農家が133から今回の129に減り、販売農家数も51から48、非販売農家が82から81に減っております。休耕地は逆に、10から11に増えている状況です。また、農家数の減に比例して、農地面積や従事日数、生産状況など若干減っているという状況でございます。</p> <p>2ページの下の部分、耕作意向と農地・農業技術の継承意向の項目ですが、29年度の時点では、特定生産緑地の動きはありませんでしたが、昨年、説明会を行いましたところ、やはり、少し関心を持っていただけて、未回答も減ってきております。この時に、皆様に平成34年、35年のいついつに期限が来ますのでご検討くださいという調査書類を区の都市計画課のほうから送っておりますけれども、この対象の方が全体の9割近くになるとのことです。まだ回答をいただいている方につきましては、直接電話をかけて、意向を確認していこうと思っております。特定生産緑地に移行する機会というのが、平成31年度、32年度、33年度の3回というのを都市計画課が考えております。34年度になりますと間に合わなくなる可能性もありますので、この3カ年度で特定生産緑地に移行していただこうと考えております。</p>
会 長	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>これについてご質問等ございましたら、お願いします。</p>
吉 田 委 員	<p>報告書ですが、公表して、区民が見られる状況になっているのかということと、議会への報告はどのようになっているのか教えてください。</p>

事務局 長	<p>この農業経営実態調査報告書につきましては、刊行物として登録しておりますが、ホームページでも公開しております。議会への報告については、特段細かく報告するという事は今まではなかったですが、前回、認定農業者制度の議事の際、関連して29年度のもは初めて議会のほうに出させていただいたのではないかと思います。</p>
吉 田 委 員	<p>できれば報告していただいたほうが、いろいろな議論にもなるので良いのではないかと思います。</p>
農政担当係長	<p>従前から、窓口に置いたり、区内の刊行物ですので、国会図書館にもお送りしておりますし、区内の図書館、議会図書室にも綴ってあるはずです。それに加え、誰でも見られるようにという監査の指摘もありまして、29年度からホームページで公開しております。</p>
吉 田 委 員	<p>それとですね、2ページの耕作意向の項目ですけれども、29年度の調査と比べると進展していると思います。ただ、未回答が3分の1残っているということで、実態が掴みづらいのではないかと思います。どう理解すればよいのか、傾向といったものなどはあるのですか。</p>
事務局 長	<p>区民環境委員会でもそのご質問をいただいたところですが、一体何歳ぐらいの人があと何年続けたいのかということで、その人の属性と回答の傾向みたいなものの分析が必要ではないかというご質問であったと記憶しております。おっしゃられる通りで、質問の仕方が、30年度まではご質問にお答えできるような内容になっていなかったもので、31年度の実態調査から属性を鑑みながら、その人の意向が掴みやすいように、どのくらいの方が続けたいのか続けたくないのか、ということをもう少し細かく分かるようにアンケートを実施できたらというふうに考えておりますので、皆様のアドバイスをいただきながら行っていきたいと思います。</p>
吉 田 委 員	<p>そういう意味もあるのですが、未回答がまだ3分の1も残っているということで、これはどういう理由で未回答となっているのかが分かりません。</p>
書 記	<p>迷われている方が多いと思います。他の部分が記入されていても、その部分が空欄であったりする方がいらっしゃいます。</p>
吉 田 委 員	<p>分かりました。</p>

農政担当係長	販売農家がよく回答していて、非販売農家が未回答が多いとなっているのかということは調査すれば分かるかと思います。
事務局 長	販売されている農家は、先のことまで考えているというような印象があります。
吉田委員	ありがとうございます。
山口職務代理	1点よろしいですか。農家戸数が140となっていますけれども、この140という数字は、実際に正しいのかどうかという根拠はありますか。
事務局 長	何をもって農家としているかというところをご説明しないと、合っているかどうかというのは分からないですよ。
山口職務代理	それと、実際に板橋区が、どうして農家戸数が140なのか、もしかしたら200なのか。その、140という根拠はどこから出ていますか。
農政担当係長	まず、この数字ですけれども、前回143というふうにお話しさせていただきました。今までここまで来ているなかで、平成30年度は143軒にお手紙を差し上げております。そのなかから140軒回答がありました。残りの3軒については、回答がないので、お電話で確認をし、何も農業を行っていないという回答をいただいているという形ですので、今一度、区全体を見て140軒であるのかということ把握することは難しいかと思われま。
	もともとは農家台帳というものがあって、そこから引いていって、この数字まで落ちてきているという結果でございます。
事務局 長	もしかしたら、突然農家を始めていて、農家台帳に載っていない人がいれば、拾い損ねている場合はあるけれども、代々農家をやっている方は、以前に農家台帳に登録されているので、その人については拾い損ねることはないということですね。
農政担当係長	はい。
福島委員	農家台帳について、以前、明治ぐらいのものしかないというお話だったと思いますが、その台帳から140に絞り込んだということだと、農家台帳の時点から分家したなどということは追えていないというのですか。

農政担当係長	<p>明治ではなくおそらく昭和のものであろうかとは思いますが、分家云々というところは拾うことができていない部分もあるかと思えます。</p>
山口職務代理	<p>調査を出していない人もいるのではないかと思いますけれども、その1軒が、仮に1,000坪あったとすると、数字はかなり変わってきてしまうと思いますが、そこは大丈夫なのかなというふうに思います。それはなぜかという、たまねぎの作付面積が6.1aというのが少なすぎるなという気がします。なので、この数字がどのくらい信ぴょう性があるのかというところがあり、もちろん、これが実態と100%合致するということはないと思いますけれども。</p>
事務局長	<p>農業委員で4つの地区に分かれていると思うので、来年、140軒送る際に、事前に地区ごとに農業委員さんに一覧をチェックしていただくことは可能ですか。</p>
農政担当係長	<p>可能です。</p>
事務局長	<p>そうしましたら、調査書を送付する前に、ご自分の地区分をチェックしていただいて、もし漏れている方がいらっしゃいましたら、その方にも送付して、調査の対象に加えた方が良くもありませんね。</p>
農政担当係長	<p>140軒という数字が正しかったとしても、5ページの生産状況の項目、農産物の作付のべ面積となっておりますが、のべ面積となっておりますので、1年2回作ったら、倍の面積にしなければならないですが、1回の面積にしてしまっている方もいらっしゃる可能性があります、そのチェックができなかったのも、そういったところで違いが生まれてくる可能性もあります。</p>
事務局長	<p>調査が8月になりますので、その1か月前にこの場で作戦会議をさせていただいて、取りこぼしがないようにしたいと思います。</p>
会長	<p>他にご質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>ないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>(6)その他について、事務局何かございますか。</p>
書記	<p>ございません。</p>

会

長

それでは、本日の議題はすべて終了しました。皆様ありがとうございました。

これをもちまして第21回定例総会を閉会いたします。

(終了時間 午後2時45分)

次回の日程を下記のとおり決定し散会

- ・運営委員会 4月22日(月) 午後2時
- ・定例総会 4月25日(木) 午後4時